政策評価懇談会(第15回)議事録

1.日 時

平成 19年3月5日(月) 15:00~17:00

2.場 所

法務省第1会議室

3.出席者

< 政策評価懇談会構成員 >

川端 和治 弁護士

(座長)立石 信雄 オムロン株式会社相談役

田辺 国昭 東京大学大学院法学政治学研究科教授

寺尾 美子 東京大学大学院法学政治学研究科教授

中村 美華 株式会社セブン&アイ・ホールディングス

法務部グループ法務シニアオフィサー

前田 雅英 首都大学東京都市教養学部長

山根 香織 主婦連合会副会長

渡辺 雅昭 朝日新聞社法務セクションマネージャー

<省内出席者>

大林 宏 事務次官

深山 卓也 官房審議官(総合政策統括担当)

神田 滋 大臣官房会計課上席補佐官

柳井 康夫 大臣官房訟務部門訟務調整官

田辺 泰弘 大臣官房司法法制部参事官

原 司 民事局付

辻 裕教 刑事局参事官

西田 博 矯正局参事官

久保 貴 保護局処遇企画官

山口 英幸 人権擁護局参事官

利岡 寿 入国管理局入国管理企画官

白石 葉子 法務総合研究所総務企画部付

小林 幹広 公安調査庁企画調整官

<事務局>

小山 太士 大臣官房参事官(総合調整担当)

松下 裕子 大臣官房秘書課政策評価企画室長

深石 卓 大臣官房秘書課補佐官

4.議題

- (1) 政策評価と予算との連携について
- (2) 法務省政策評価に関する基本計画の改定(案)について
- (3) 法務省事後評価の実施に関する計画 (平成19年度)(案)について
- (4) その他

5.配付資料

資料1:政策評価と予算との連携強化等に向けた取組方針

資料2:法務省政策評価に関する基本計画(改定案)(見え消し)

資料3:法務省政策評価に関する基本計画(改定案)

資料4:法務省事後評価の実施に関する計画(平成19年度)(案)

資料5:法務省事後評価の実施に関する計画(平成18年度) 資料6:政策評価対象一覧(平成18年度,19年度の対照表)

6.議事

立石座長:これから第15回政策評価懇談会を始めたいと思います。本日は,委員の皆様方, お忙しい中御参加くださいましてありがとうございます。それでは,始めに法務事務次官から ごあいさつがあります。よろしくお願いします。

大林事務次官:一言,ごあいさつを申し上げます。委員の皆様方におかれましては,大変御多忙のところ,本年度第3回目の政策評価懇談会に御出席いただき,誠にありがたく存じます。 また,本年度1年間に渡り,法務省の政策評価について御指導いただき,深く感謝を申し上げます。

さて,政策評価制度につきましては,本年2月,総務省から政策評価と予算との連携に関する新たな指針が示されております。詳細につきましては,事務局から御説明いたしますが,本日は,総務省の指針を踏まえた当省における政策評価の在り方について御議論いただくこととしておりますので,委員の皆様の御専門の知識や幅広い御経験等に基づく忌たんのない御意見を,どうぞよろしくお願いいたします。また,これを機会に,法務行政につきまして一層の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げ,私のあいさつとさせていただきます。

立石座長: どうもありがとうございます。なお,今回から,深山官房審議官が,法務省の政策評価を統括する立場として出席することになりましたので,一言ごあいさつをお願いします。 深山官房審議官: ただ今御紹介いただきました官房審議官の深山でございます。私は民事局担当の審議官を長くしておりましたけれども,今年の1月16日付けで野々上審議官の後任ということで,政策評価を担当することになりました。懇談会に今後出席させていただきますので,どうぞよろしくお願いいたします。

立石座長: どうもありがとうございます。それでは早速ですが,本日の審議事項について事務局から説明願います。

小山官房参事官:それでは,本日の審議事項について御説明させていただきます。本日の議題は3点ございます。

まず1点目でございますが、「政策評価と予算との連携」につきまして、本年2月1日付けで 総務省から送付されました資料1の「政策評価と予算との連携強化等に向けた取組方針」の概 要と、それを踏まえた法務省の対応方針について御報告させていただき、その後委員の皆様方 から御意見を頂戴したいと思います。

次に2点目ですが,昨年7月の政策評価懇談会で御検討いただき,9月に改定いたしました「法務省政策評価に関する基本計画」について,再度の改定案を作成いたしましたので,資料2と資料3に基づき,事務局から報告させていただき,その後御意見を頂戴したいと考えております。

最後に3点目ですが、「法務省事後評価の実施に関する計画」、いわゆる「実施計画」について、平成19年度版の案を作成いたしましたので、資料4から6に基づいて事務局から説明させていただき御議論いただく、こういう流れにしたいと考えております。

本日の審議事項については以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

立石座長: ありがとうございました。ただ今事務局からお話がございましたとおり,本日は3つの議題で皆様方から御意見をいただきたいと思います。まず最初に,「政策評価と予算との連携」について,これは資料1ということでございます。2番目は,「法務省政策評価に関する基本計画」の改定案について,資料は2と3になります。そして3番目の議題として,「法務省事後評価の実施に関する計画」の平成19年度版の策定ということで,これは資料4,5,6でございます。この順序で,本日は会議を進めさせていただきたいと思います。

それでは,まず第1の議題ですが,「政策評価と予算との連携」について,事務局から報告事項があると聞いていますので,よろしくお願いします。

松下政策評価企画室長:それでは,資料1を御覧いただきたいと思います。「政策評価と予算との連携」について御報告をいたします。

資料1にありますとおり、総務省行政評価局から、本年2月1日付けで「政策評価と予算との連携強化等に向けた取組方針」と題する事務連絡が発出されております。これは、かねてから経済財政諮問会議などにおいて検討、議論され、「骨太の方針」や「政策評価に関する基本方針」といった閣議決定にも明記されたものでございまして、「政策評価と予算との連携」に関しまして、総務省が財務省との調整を踏まえまして、平成19年度に各府省が取り組むべき方針を策定したものでございます。

「政策評価と予算との連携」が検討されるようになった経緯につきましては,これまでも御説明してまいりましたけれども,改めて御説明いたしますと,まず,政策評価法上の実績評価方式による評価の単位は,基本的には政策体系上の施策レベルとされておりますけれども,実際には,各府省とも,「政策」,「施策」,「事務事業」の区々のレベルで評価を実施しておりました。

他方,予算書・決算書につきましては,その表示科目が「施策」の内容とは必ずしもリンク しておらず分かりにくい上,施策の目的ごとに区分されていないため,事後評価になじみにく いとの指摘がなされておりました。

このような点を受けまして,予算書・決算書の表示科目と政策評価の単位を施策レベルの括りで一致させるとともに,施策レベルの政策評価を充実させて,その結果を予算要求等に反映させることにより,政策評価と予算・決算との連携強化を図るという方向性が示されました。

今回,総務省が策定した取組方針の要点は,大きく4点ほどございます。法務省における対応方針なども含めまして御説明させていただきます。

まず1点目ですが,資料1の2ページ目の2の(1) でございますが,政策評価の対象の 各府省における位置付けを明確にするため,政策体系の整備を図ることが挙げられております。 この点につきましては,昨年7月の政策評価懇談会において御議論いただきまして,9月に「法務省政策評価に関する基本計画」の別紙1として政策体系を策定したところでございますが,今回の総務省作成の取組方針を受けまして,若干の修正を加えることとしております。具体的な修正内容につきましては,審議事項の2で御説明させていただきたいと思います。

次に2点目,同じく2の(1)の になりますが,政策評価と予算との連携強化を念頭に置きまして,政策体系上の施策レベルを対象とした政策評価を積極的に実施することとされております。この点につきましても,「法務省政策評価に関する基本計画」の改定案の中で,所要の修正を加えておりますので,また後ほど御説明させていただきたいと思います。

なお、平成19年度に公表する政策評価につきましては、すでに平成18年度の事後評価実施計画を策定済みでございまして、政策所管部局におきましては、その計画に基づいて、評価に必要なデータ収集などをまさに今行っておりますので、事務事業レベルで実施することとしている評価対象を施策レベルに変更するなどといった措置はとらない方針としております。平成20年度に公表する政策評価につきましては、総務省作成の取組方針を反映させて計画を策定することとしておりますので、本日の議題3、平成19年度の実施計画案のところで、再度御説明させていただきたいと思います。

3点目ですが,2ページ目の(2) になりますが,国民への分かりやすさの観点から,施策レベルで実施した政策評価結果について,総務省が定める標準的様式に基づいて要旨を作成し,これを,毎年6月に総務省がとりまとめて国会に報告している「政策評価結果の予算要求等への反映状況に関する報告」に活用しようというものでございます。政策評価書の様式につきましては,これまで総務省から統一的なものが示されておりませんでして,各府省が独自に定めて評価結果を公表してまいりました。しかし,評価書の量が非常に膨大であったりと,なかなか国民に対する分かりやすさという点で難があったとの指摘がなされてきたところでございます。こうした点を踏まえまして,少なくとも,評価結果の要旨につきましては,各府省統一の様式を定めて,1枚程度に集約した形で公表することで,より国民に対する分かりやすさを高めようとしているものでございます。資料1の3ページ目が,その様式になっております。

4点目でございますが,同じく2ページ目の(2) になりますが,これは,もっぱら行政機関の事務負担に関するものでございますけれども,各府省統一された政策評価の要旨につきましては,毎年財務省あてに予算要求関係資料として提出している「施策の意図・目的に関する調書」というものがございますけれども,その様式と共通化を図るなどして,評価事務の効率化に資するようにされました。

なお,今回の審議事項には含めておりませんけれども,法務省におきましても,今回の総務省作成の取組方針を踏まえまして,政策評価書やその要旨の様式改正を検討しております。この点につきましては,平成19年度の夏に公表する予定の政策評価書から適用できればと考えておりますので,今年の7月に予定しております政策評価懇談会において御覧いただくことになるかと思います。

以上が,総務省作成の取組方針と,それを踏まえた法務省の対応方針となっております。報告は以上でございます。

立石座長:ありがとうございます。ただ今,「政策評価と予算との連携」について,その背景的なものを含めて御説明いただきました。それでは,ただ今の報告につきまして,御意見,御

質問などはございますか。先生方いかがでしょうか。はい,田辺委員どうぞ。

田辺委員: 3点ほど確認したいと思います。総務省行政評価局が作成した取組方針については,全体の構成としては,こうなんだろうという感じがしますが,1点お伺したいのは,「政策評価と予算との連携」のところで,施策の括りで行われるというふうになっております。これは評価の単位ですので,その下で何をやっているのか,要するに従来,事務事業と言われているものに関しまして,何を行っているのかを評価書に書くこと自体は別に否定されているわけではないと思うわけです。政策評価調書の方で,施策の括りで書いたとしても,実際に予算をつける,つけないの単位というのは,事務事業のレベルになってくると思うので,施策の括りはあると思うんですが,おそらくその下に新規事業とかでこれを要求しますとか,付けざるを得ないだろうと思います。事務事業を評価の単位としないというのはそうだと思うんですけど,そのことで何をやっているのかという点,それが見えるような形の表現方法というのはお考えなのか。

2点目は、「政策評価と予算との連携」ということですけれども、紙の上で見えるというのはそうかなというところもあるんでしょうけれども、プロセスとして、予算要求とか、省内における会計課と評価担当の住み分けというのは、具体的にどういう形で行うことを予定しているのでしょうか。

3点目は,反映状況をできるだけ表現するようにと書いてあります。総務省の方に,どういう形で反映しましたという報告をして,それを国会に提出しているとは思うのですが,省の中で,反映施策をどういう形ではっきりと明確に見せるということをお考えなのか。

立石座長:ありがとうございました。ただ今,3つの質問がございましたが,事務局の方いかがでしょうか。

松下政策評価企画室長: 御説明申し上げます。まず1点目ですが,施策の括りで評価した場合,中の事務事業についてはどのような形で分かるようになっていくのかという御質問かと思いますけれども,これにつきましては,御指摘のとおり,評価の単位は施策で括りますけれども,具体的に評価をしていく中では,どういった事業がその中にあってということに触れていくことになりますし,実際,平成19年度の実施計画について後ほど御検討いただきますけれども,施策レベルで括ることにしたものでも,その中の指標,目標等につきましては,従来の事務事業に触れるような形でまとめているものも多くありますので,そういった形で,具体的にどのような事業が施策の下にあるかということは,分かるようにしたいと考えております。

2点目の,省内における会計課と評価担当のすり合わせということでございますけれども, 具体的には政策を所管している部局と会計課との間で,それぞれの評価書と予算要求上のすり 合わせを,より緊密に行っていくということになるかと思います。3点目の反映状況報告書で ございますが,これは各府省でとりまとめて総務省に提出して,国会には総務省から報告とい う形になっておりますけれども,法務省の報告書につきましても政策評価懇談会で御検討いた だいた後,公表しておりますので,法務省としてどのような反映状況になっているのかという ことにつきましては,国民にお示しするというような形になっております。

立石座長:ほかにいかがでしょうか。はい,事務局どうぞ。

深石補佐官:ただ今の御説明に1点付け加えさせていただきたいのですが,今日はまだ計画の 段階ですので政策評価書そのものはこの席にございませんけれども,施策がどのような事業で 構成されているのかということにつきましては,評価書の中で明らかにしていくという形にな るかと思います。それと、会計課とのすり合わせの話は、今御説明したとおりですが、政策評価を担当する官房秘書課としてどういう役割を担うかということになりますと、省内の予算要求の省内での検討の場に秘書課も同席いたしまして、政策評価結果がどのように予算要求に反映されているかというところは、一緒にすり合わせをしている現場に立会い、こちらの方でもチェックをしておりますので、これも引き続き行っていくことになろうかと思います。

立石座長:ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。はい,山根委員どうぞ。

山根委員:確認ですけれども,懇談会での議論の対象というのは,今までと変わりはないと考えてよろしいでしょうか。

松下政策評価企画室長:基本的にはそのとおりでございます。

立石座長:ほかにいかがでしょうか。はい,前田委員どうぞ。

前田委員:評価と予算を結び付けるというのは,ある意味当然なんだとは思うんです。その運用の中で,やや抽象的になって申し訳ないんですが,必ずしも数値的な評価だけではないわけで,ややもすると,評価につながらない施策は予算が取りにくいから自己規制が強く働きすぎて,全体の政策のバランスにやや歪みが生じるようなことだけは避けるように注意していかなければならないと思うんですね。やはり,目に見えた評価はなくとも,法務省として非常に大切な日常的,継続的なものとかですね,目に見えないけれども,あることによって国民の利益が得られているという,挙証の問題は非常に難しくて,お金をとる以上しっかり数字を出さなくてはならないと強く言い過ぎてもいけないようなところがあって,ただ逆にそれをきっちり評価しなければ,国民に対する説明責任が果たされないわけで,そこら辺の塩梅をぜひ,我々も心していかなければならないわけです。ただ,今回御提示いただいた予算と政策評価の結び付きの具体的な動かし方については,まったく依存はございません。

立石座長:ありがとうございます。大変,いい御助言をいただいたかと思いますが。

松下政策評価企画室長:ありがとうございます。まさに御指摘いただいたとおりでございまして,数的な評価になじみにくいものが法務省の施策の中にも相当数ございまして,あたかも成果が上がっていないように見えて予算がつかないことになるというのは,非常に我々としても懸念しておりますし,そういった方向性ではないということについては確認しておりますけれども,今後もそうならないように注意していきたいと思います。

立石座長: ありがとうございます。大変重要な御指摘だと思います。ほかにいかがでしょうか。 第2,第3の議題で,もう少し具体的な項目が挙げられておりますので,そこで御意見をいた だきたいと思います。第1の議題はこれまでにいたしまして,続きまして,「法務省政策評価 に関する基本計画」の改定案について御議論いただきたいと思います。まず,事務局から,改定案の概要について御説明をお願いします。

松下政策評価企画室長:それでは、「法務省政策評価に関する基本計画」の改定案につきまして、概要を御説明いたします。資料2が現行の基本計画からの見え消し、資料3が修正を反映したものとなっておりますので、御覧いただきたいと思います。

今回の改定案の内容ですけれども,まず,資料2,資料3の後ろの方に添付しております別紙1の政策体系を御覧いただきまして,この政策体系から事務事業の表示を削除したいと考えております。資料2の方が赤字で見え消しになっておりまして,分かりやすいかと思います。その理由を御説明いたしますと,まず,これまでの政策評価は,主に事務事業レベルで実施しておりましたが,今後は,総務省作成の取組方針を踏まえ,施策レベルの評価を原則とするこ

とから、評価の対象とする施策が、どのような目的・上位政策を実現するものかを明らかにす るという意味では,政策体系上は施策レベルまでを明示すれば足りるということが挙げられま す。また,現状の政策体系には事務事業が明示されてはおりますが,その事業名を御覧いただ ければお分かりのように,その大きさが施策レベルに近いものが多くございます。また,その ために、施策を実現するための具体的なイメージが見えにくいといった問題点がございました。 また、「政策評価の実施に関するガイドライン」によれば、事務事業は、「施策等を具現化する ための個々の行政手段としての事務及び事業であって,行政活動の基礎的な単位となるもの」 とされておりますので、現行の政策体系における事務事業レベルの表記につきましては、この ような定義の面からも,合っているのかという意味で,再考しなければならないということも ございました。また,政策体系に,より細分化した事務事業を明示しようとしましても,果た して,それらを網羅的に表示しきれるかといった問題や,事務事業がその年ごとの予算編成や 社会の諸事情を踏まえた所管部局の重点分野の組み方などに左右されることを考えますと、そ のたびに政策体系を改定していかなければならないといった事態が生じることが予想されま す。仮にこのような方法を採った場合には,政策体系が,前年度実施の政策評価と,翌年度実 施の政策評価の双方の拠り所となるものですので,年度ごとに政策体系を改定いたしますと, 旧政策体系と新政策体系の2種類の政策体系を公表しておかなければならないということに なりまして,対外的には,政策評価書と実施計画とどの政策体系を組み合わせて見たら良いの かということが,やや分かりにくくなってしまうということもあると思われます。こうした事 情から、評価対象が施策レベルになる今回を機会に、政策体系をもう一度整理し直そうと考え ているわけでございます。

なお、施策を実現するための事務事業の内容につきましては、年度ごとに評価対象施策を定める実施計画や、評価結果を具体的に記載する政策評価書の中で明示するなどして、評価対象とする施策がどのような目的のもと、どのような手段を用いて実現するかという、目的・手段の関係を明示していくようにしたいと考えております。そうすることで、各年度の重点事項などを反映させやすくなりますし、政策評価も柔軟に実施できるのではないかと考えております。平成19年度の「法務省事後評価の実施に関する計画」の策定案の中味につきましては、次の審議事項の中でまた触れさせていただきます。また、資料2でございますが、本文中にもこれらの趣旨を踏まえた書きぶりの修正を行い、併せて、資料2の6ページの(2)のところになりますが、事後評価の対象を、原則として政策体系上の施策から選定して評価を実施する旨を明記することにいたしました。資料2の2ページ目におきましては、これまで置かれていた「政策」「施策」「事務事業」の定義が削除されておりますが、その趣旨は、参考資料4としてお配りしております政策評価各府省連絡会議了承の「政策評価の実施に関するガイドライン」にこの定義は記載されておりますので、そちらを参照していただければ足りるのではないかと、法務省の基本計画にわざわざ転記する必要はないのではないかと考え、削除したものでございます。「法務省政策評価に関する基本計画」の改定案についての説明は以上でございます。

立石座長:ありがとうございました。資料3の方が新しく策定される基本計画になるということでよろしいでしょうか。

松下政策評価企画室長:はい、そのとおりでございます。

立石座長: ただ今,議題2の政策評価の基本計画について説明がありましたが,この件に関しまして,何か御質問はございますでしょうか。

田辺委員:政策体系の中の事務事業レベルについては,他で書いてもいいと思いますので,基本計画の中から削除することは私は構わないと思います。1点お伺したいのは,規制の事前評価については間もなく政令になって施行されるのだと思いますが,今回の基本計画の中には,まだ政令ができていないので書かずにいるのか,もしくは,事前評価の実施に関わる事項,実施対象のところに何らかの形でメンションしておかなくていいのかということです。具体的に言うと,5ページの5の(2)のイのところに,新規政策について書いてあるところに,おそらく規制に係る評価というのが入ってくるのかなと考えられるところですが,ここはどういった形で対応するということになるのでしょうか。

立石座長:事務局いかがですか。

深石補佐官:規制の事前評価につきましては,まだ総務省の中で検討されておりまして,現在 政令案が詰められていると聞いておりますが,まだ具体的な方針が出ておりませんので,もう 少しはっきりとした段階で,基本計画について必要な改定をしなければならないのかなと考え ております。

立石座長:よろしいでしょうか。そのほかございますか。規制の事前評価につきましては,今は一部総務省の方で検討しているということで,もう少し時間がかかると思いますが,この基本計画をもってやっていくというのはいつごろになるんでしょうか。検討はこの場で行っているわけですけれども。

松下政策評価企画室長:基本計画につきましては,改定をしましたら直ちにその方針でということになります。具体的にそれが反映されていくのは平成19年度の実施計画ということになりますので,議題3で平成19年度の実施計画を御審議いただいて,それを踏まえまして計画を策定していくということになります。また,規制影響分析の関係につきましては,その点はまだ具体的な部分が決まっていないものですから,詳細がはっきりとした段階で,基本計画の関係部分の改定を御検討いただくことになるかと思います。

立石座長: 御意見もないようですので,この基本計画については,これで御了解いただいたということでよろしいでしょうか。

渡辺委員: 1点よろしいでしょうか。いただいている資料に特に異論があるわけではなく,結論としては,たぶんこういう形になるんだろうと思います。これまでの政策体系は事務事業が細かに書いてあって,ここまで要らないんじゃないないかなという思いが確かにありました。ただ,その一方で,今回それらが全部なくなってみると,果たして法務省はその施策を達成するためにどのようなことをやっていくのかというイメージがなかなか掴みづらい。とりわけ,一般国民への説明責任ということを考えたときに,こういう政策・施策を達成するために法務省としてはこういうことに取り組んでいくんだということを明らかにしておくのは大切なことだと思います。先ほどおっしゃっていた,どういう事業からそれぞれの施策が構成されていくのかという全体像に,国民が常時アクセスできる状況を作っておかないといけないのではないのかなと。

立石座長:ありがとうございます。事務局どうぞ。

松下政策評価企画室長:承知いたしました。施策レベルに上げたせいで,余計に分かりにくくなったということでは困りますので,そこはきちんと分かるような形で,どういうやり方がいいのか,また検討していきたいと思います。

立石座長:渡辺委員どうですか。

渡辺委員:実は私,昨年7月に所用があって,この懇談会を欠席させていただいたものですか ら、今さらではありますが、政策体系について、言葉遣いのレベルも含めて疑問に思う点をお 話させていただきます。まず,基本政策の の2「司法制度改革の推進」の裁判員制度に関す る記載です。語感の問題で申し訳ないのですが,2行目から3行目に,「裁判員制度の疑問, 不安を払拭する」という大変高い目標が掲げられています。「払拭されるのかな。本当にそう 考えているのかな。」と思うのですが,その後の「制度への理解を深化させ」という言い方と あわせ,高見から物を言っているというか," 啓蒙 " という感じがして,言葉遣いとしてどう なのかなという気がしないでもない。それから , の4の「矯正処遇」のところになりますけ れざも、「矯正施設における収容の確保」という言葉が、実際にお仕事されている人には頭に 入ってくるのでしょうけれども,一般の立場からしますと,抽象的というか分かりにくい言葉 だなあと思いました。それから,これはお尋ねなんですけれども, の6になります。たぶん 法務総合研究所の所管と思われますが、「刑事政策に関する調査研究」という政策目標があり ます。大きく民事・刑事の基本法制を抑えることが法務省の重要な仕事だと思うんですが,な ぜ「民事政策に関する調査研究」は法務省の政策体系に位置付けられていないのか。あるいは、 民事部門の調査研究は経済団体やシンクタンクでもある程度カバーができる, それに引き換え 刑事部門は法務省でなければできない,限りある資源をそう使うんだ,そういう住み分けをす るんだ、というお考えに基づくものなのでしょうか。今後、法務省の政策を展開していく上で、 その前提となる調査研究にどう取り組むお考えなのか,その辺を伺えればなと思います。

立石座長:いかがでございましょう。

松下政策評価企画室長:直ちにお答えできるか分かりませんが,刑事については刑事局からとりあえず意見をお願いしたいと思います。

刑事局:裁判員制度の推進についてどうしていくのか,御指摘はいろんな面があると思いますが,払拭は無理ではないかということに関しましては,気持ちとしてはゼロを目指していくということで頑張りたいと申し上げるしかないのですが,言葉としてやや高見から物を言っているという御指摘があったかと思うのですが,その点につきましては,御指摘を受け止めまして検討したいと思います。

松下政策評価企画室長:矯正に関して,「収容の確保」という言葉が分かりにくいという御指摘だったと思うのですが,この点に関しては矯正局からお願いします。

矯正局: 言われてみると確かにそういう気がしますので, どういった言葉が, 我々の業界用語ではなくて分かりやすい言葉なのか検討してみたいと思います。

松下政策評価企画室長: 3点目ですが,民事政策に関する研究について,法務総合研究所から。 法務総合研究所:法総研では民商事分野の研究も行っております。例えば戸籍の届出に関する 問題の研究を法務省職員の法務研究として行ったりとか,職員の研修で,日常の職務の中で遭 遇する実務的な問題についての研究を行ったりなどしておりまして,刑事関係だけではなく, 民商事に関する研究も行われているということでございます。

渡辺委員:行っていることは承知しています。質問の趣旨は先ほど申し上げたとおりでござい ます

松下政策評価企画室長:政策体系の中で,民事が明記されていないという問題点に関する御指摘かと思われたのですが。

渡辺委員:ここ数年間,まさに現官房審議官が御苦労されてきたわけですが,民事立法のラッ

シュという状況がありました。これからも民事法制の整備・見直しに対する社会の要求は高まる一方だろうと容易に推察できるのですが,より良い法制を構築するための,その裏付けとなる調査研究が,政策体系にしっかり位置付けられていてもいいのではないのかなという感想を持っております。

松下政策評価企画室長:ありがとうございました。御指摘を踏まえまして,政策体系上どのような形で表していくかについて,省内でまた検討させていただきたいと思います。

立石座長:ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。では,御意見もないようですので,基本計画に関しては,これで了承したということでよろしくお願いします。

続きまして,平成19年度の「法務省事後評価の実施に関する計画」について議論をいただきたいと思います。

深石補佐官:それでは,平成19年度の「法務省事後評価の実施に関する計画」案について御説明いたします。資料4,5,6を御覧いただきたいと思います。資料4が平成19年度の実施計画の案でございます。資料5が既に策定・公表済みの平成18年度の実施計画になります。資料6が平成18年度と平成19年度の評価対象政策を対照表の形で整理したものでございます。今回は,事務事業レベルの評価が多かった平成18年度の実施計画から,施策レベルに切り替えておりますので,見え消しという形では御覧いただけませんが,その点については御了承をお願いしたいと思います。

実施計画は,1年ごとに評価対象政策を定めるものでございますが,今回の計画に定める政策については,平成19年度に政策を実施し,平成20年度にその評価結果を公表するものとなります。

なお,これまでの計画におきましては,法務省が所掌する政策全般にわたりまして,施策レベルか事務事業レベルのどちらかから評価対象を選定してきたところですが,今後は施策レベルの評価を徹底していくということになりますので,大括りのレベルの評価書を作成すること自体が目的化し,その事務に多大な労力を要するといったような,いわゆる「評価疲れ」を防止することにも考慮して,評価対象の重点化と評価事務の効率化の観点に配慮しまして,2つの条件を設けて評価対象を選定することといたしました。

その1つは,施政方針演説などにおいて言及されるなどした重要政策から,評価対象を選定しようというものです。2つ目は,成果重視事業が含まれる施策を評価対象とするものです。成果重視事業につきましては,厳格な事後評価が義務付けられているところでもございますので,これは従前どおり,必ず評価することにしたものです。また,これらの条件に合致する施策であっても,評価事務の効率化の観点から,評価対象から外れているものがありますけれども,そうした施策につきましては,例えば3年に1度のペースで評価を実施するなどの工夫をして,複数年に1度は評価を行うよう配慮していくつもりでございます。さらに,現在のところ2つの条件に合致していない施策につきましても,今後の事情の変化等に適切に対応し,適宜,評価対象に掲げるのが相当かどうかを判断していくようにしたいと考えております。それでは,こうした方針のもと,資料4の実施計画案を策定いたしましたので,2ページ目から評価対象,指標等の具体的な部分について御説明したいと思います。

まず,2ページ目に記載してあります「社会経済情勢に即応した基本法制の整備」と「裁判員制度の啓発推進」につきましては,従来から施策レベルで評価を実施してきておりましたの

で、引き続き、これを実施することとしております。ただし、これらの施策につきましては、 平成20年度に総括的に評価し、平成21年度にその結果を公表することとしておりますので、 平成20年度に公表する評価では、これまでと同じく実施結果のみを中間的に報告する形とさ せていただきます。

なお,裁判員制度に関しましては,事前に中村委員から御質問をいただいておりますので,御紹介させていただきます。御質問の趣旨は,「裁判員制度に関して,企業においては,就業規則をどのように改正すべきかを検討している段階であるところ,この点について,法務省においては厚生労働省と検討会のようなものを開催し,今後,指針などを策定する予定はあるのですか。具体的には,社員から裁判員裁判への参加について申請があったときに,有給休暇については最低限保障しようとしているところ,それだけではなく,有給休暇を使用しない特別休暇制度の導入について検討すべきなのですか。企業としては,どの程度の協力が求められるのですか。」というものでございます。この点につきましては,ただ今説明の途中ではございますけれども,刑事局から回答させていただきます。

刑事局: ただ今御紹介のありました御質問に対してお答えいたします。裁判員制度に関しまして裁判員の職務を行う場合,労働基準法第7条に定められております公の職務に該当するということが厚生労働省でも解釈されているところでございまして,したがいまして,裁判員として裁判に参加する場合には,いわゆる就労義務が免除されまして,休暇を取れるようにしなければならないということになります。この場合に,いわゆる裁判員休暇の期間を有給扱いにするか無給扱いにするかは,法律レベルではそもそも決めておりませんので,最低限無給であっても,労働から離れることができるようにしていただければ法律上良いということになります。

では、これを超えてどこまでお願いするという点につきましては、指針のようなもの出す予定があるかということですが、法律上雇用者の方にお願いする義務については、今申し上げたところまででございますので、それ以上の点について、政府として指針を出すというような性格のものではないのではないかと思われます。ただ、裁判員制度の趣旨から考えますと、幅広い層の国民の皆様に参加していただくことが制度の目的・趣旨を実現させていくために非常に重要なことでありますので、なるべく勤労者の方々にも積極的に参加していただきたいと。そのための環境整備に雇用者の方々にもできる限り御協力いただきたいというふうに考えております。法務省では、最高裁などと連携いたしまして、裁判員として参加するに際しての特別の有給休暇制度、通常の休暇制度とは別枠での有給休暇制度の創設等を始めとしまして、勤労者の方々が参加しやすい環境作りの御検討をお願いしているところでございますので、その趣旨で御検討いただければ幸いでございます。

深石補佐官:引き続き,実施計画案の説明をさせていただきます。2ページから3ページに記載してあります「検察権行使を支える事務の適正な運営」につきましては,従来事務事業レベルで実施してきた,「捜査における通訳の適正の確保」と「被害者等通知制度の適切な運用」,それから「検察広報の積極的推進」をとりまとめた形で,一段上の施策として評価することにしております。

次は,矯正関係の施策ですが,従来は,「刑事施設における矯正処遇の実施」,「刑事施設における刑務作業の実施」,「矯正施設における収容の確保」,「行刑行政の透明性の確保」といった各事業について政策評価を実施してきておりましたが,来年度は,3ページ中程に記載してあります「民間開放の推進」という施策についてのみ評価を実施することとしております。指

標は,職員の勤務負担の軽減を図るという目標に照らして,民間委託率の向上を掲げております。

なお,目標値等の部分が空欄になっているのは,平成19年度予算案が未確定であることによるものです。

次に3ページから5ページにかけての更生保護関係の施策ですが,従来から,施策レベルで評価を実施しておりましたので,本年度と同様,「保護観察対象者等の改善更生」と「犯罪予防活動の助長」を評価対象としております。

1つ目の「保護観察対象者等の改善更生」につきましては、指標の変更が2か所ございまして、まず、達成目標1の指標2の部分ですが、従来の計画では「成人性犯罪等対象者への処遇プログラムの実施」の指標により、プログラムを実施する保護観察所の数をもって評価を実施していたものですが、「性犯罪者処遇プログラムを受講した者の保護観察終了時成績「良好」の占める割合」に変更しております。もう1か所の4ページ中程の達成目標3の「更生保護施設の積極的な活用を通じ、保護観察対象者等の自立更生を促進する。」の部分では、新たな指標としまして、「更生保護施設における専門的自立促進プログラムの年間実施延人数」を加えております。

次は5ページ中程に記載しておりますが,法務総合研究所関係のものです。これは,平成17年度に事前評価を実施した,「配偶者暴力及び児童虐待に関する総合的研究」と「高齢犯罪者に関する総合的研究」の2つの刑事政策に関する調査研究について,その事後検証を行うというものでございます。お手元に,平成17年度に実施しました事前評価の結果報告書を用意しておりますので,御覧いただければと思います。

次に5ページから6ページにかけて記載してあります,公安調査庁関係の施策ですが,従来から施策レベルで評価を実施してきておりましたので,引き続き,「破壊的団体等の調査等を通じた公共の安全の確保に寄与するための業務の実施」について評価していくこととしております。指標,目標値等についても,従来ベースとしております。

次は,民事局関係につきましては,6ページから7ページにかけて記載してありますが,「登記事務の円滑適正な処理」の施策について,評価を実施することとしております。評価の中味といたしましては,従来から事務事業として評価してきました「登記情報システムの再構築」と「地図管理業務システムの最適化」について事後検証していくこととしております。

なお,この評価に関しましては,達成目標1の指標3の目標値のところですが,前回の懇談会におきまして,立石座長から,目標達成の困難性について数値で明らかにするよう御意見を 頂戴したところでございますので,平成20年度に評価結果を政策評価書にとりまとめる際に, その点について言及する予定としております。

次は,7ページから8ページにかけて記載してあります人権局関係の施策でございますが,従来は,「人権の擁護」という施策の下に,「人権啓発活動の推進」,「人権侵犯事件の適正な調査・対応」,「人権相談の充実」の事務事業を掲げまして,それぞれ別々に評価しておりましたが,今後は,これらの事業に関する達成目標,指標等を設定の上,「人権の擁護」の施策全体について評価を行うこととしております。

なお,今回は,指標の設定を修正しておりまして,7ページの下の部分に記載してあります 達成目標2の「人権侵害による被害が救済され,予防される。」の部分で,従来は,「子ども」, 「インターネット」,「女性」についての指標を設定しておりましたが,このうち,「女性」に 関する指標を,8ページの指標3にあるとおり,「障害者」に関する指標に変更しております。また,そのすぐ下にあります達成目標3の「人権問題について,相談を通じて,相談者の抱えている問題状況が改善される。」の部分で,従来は,「女性」,「子ども」,「外国人」についての指標を設定しておりましたが,このうち,「女性」,「外国人」に関する指標を,指標2として「インターネットによる相談」,指標3として「施設における特設人権相談所」に関する指標に変更しております。

次に、訟務関係につきましては、8ページの下半分に記載してありますが、「国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理」の施策について評価を行うこととしております。従来の事務事業評価で達成度を測って参りました「第1審の訴訟手続を2年以内に終了させる。」という達成目標に加えまして、「法律意見照会制度の運用の充実」に関する達成目標を設定しております。法律意見照会制度につきましては、紛争を未然に防止する予防司法的な役割を果たすほかに、裁判の迅速化への対応策を念頭に置き、訴訟が提起される前の紛争の初期段階から関与することにより、適切・迅速な訴訟の追行に役立つと期待されているところから、新たに、評価の一要素とすることといたしました。

次に,入国管理局関係につきましては,9ページから10ページにかけて記載してありますが,所管する2つの施策であります「好ましくない外国人の排除」と「外国人の円滑な受入れ」について評価を実施することとしております。「好ましくない外国人の排除」の施策では,平成20年度までの5年間で不法滞在者を半減させるといった数値目標を,また,「外国人の円滑な受入れ」の施策では,空港での審査に要する最長待ち時間を20分以内にするといった数値目標をそれぞれ掲げまして,その達成度を測ることとしております。なお,両方の施策に関連する「出入国管理システムの最適化」につきましても,成果重視事業となっておりますので,成果目標を掲げ,その結果をそれぞれの施策に結び付けて評価することとしております。

資料4の実施計画案に沿った説明は以上となりますけれざも、最後に、平成18年度から平成19年度にかけての評価対象の推移などについて御説明いたします。資料6を御覧いただければお分かりかと思いますが、従来、事務事業レベルでの評価を実施してきたものをのマークを付けて資料の左半分に記載してございます。この中には、右半分に記載してございます19年度の実施計画案に移行する際に、1段上の施策レベルの評価を実施することとせず、実施計画案から外したものがあります。資料6の右欄に「-」が記載されたものがこれに該当します。これらの施策を含めまして、その他にも、政策体系の施策レベルで評価を実施していないものがございますが、こうした施策につきましても、ローテーションで評価対象としていくことになろうかと考えています。平成19年度の法務省事後評価に関する実施計画案についての説明は以上でございます。

立石座長: ありがとうございました。19年度の法務省事後評価の実施に関する計画案につきまして,ただ今事務局から説明がございましたが,資料6のところで,18年度と19年度の違いとして,大括りの施策ベースの評価に直して,18年度から相当変えた形で案を出してもらっております。この件に関しまして,何か質問などございますでしょうか。はい,田辺委員どうぞ。

田辺委員: 2点ございます。各年の実施計画では,重要政策と成果重視事業から評価すべきものをとりあげるということですが,具体的にそれをどこかで書いておくなど,個々の評価対象がどれに当たるのかということを明確にしていただかないと,なかなか分かりにくいところが

ありますので、それをお願いしたいと思います。 2点目は、私自身は、評価は重点化した方がいいという考えですので、毎年やらなくてもいいという発想ではあるんですけれども、他方で、予算書の方は施策レベルでまとめて毎年そこに金額は出てきますが、評価書の方で、施策レベルで穴があいて毎年は評価をやっていないと、それはいいのかなという感じがまったくしないでもないというところがあります。重点的に評価を実施して、基本計画の期間内で1回は評価を実施すると、そういう形で評価の負担を軽減化するとするならば、できれば、少なくとも施策単位で、今年はこの施策はやっていませんよというのが見える形にしていただかないと、少し分かりづらいものですから、その点を御配慮いただければと思います。

立石座長:今の御指摘に対して事務局いかがですか。

深石補佐官:成果重視事業につきましては,今回の実施計画案の中で申し上げますと,2ペー ジ目の中程の「裁判員制度の啓発推進」, 6ページ目の下半分の「登記事務の円滑適正な遂行」 の中に記載しております,ここでは指標3に運用経費ということで書いておりますけれども, 「登記情報システムの最適化」というのが成果重視事業となっております。それから , その下 に達成目標2の指標になっております「地図情報システム」についても成果重視事業となって おります。それから,9ページの入管局の施策で,これは「好ましくない外国人の排除」と「外 国人の円滑な受入れ」の両施策に出入国システムが関係しますので,両方に係っていることに なりますが、「出入国管理システムの最適化」が成果重視事業ということになっております。 この表示をどのように明らかにしていくかについては、また今後検討させていただきたいと考 えておりますが、分かるような方法を考えていきたいと思います。それから、重要施策につき ましては,今回実施計画案に掲載しております施策のほとんどが該当してくるというところで ございます。施政方針演説,法務大臣の所信表明であるとか,そういうものの中で触れている ものになりますと、今回政策評価の対象となっている施策のほとんどが該当することになりま す。表示につきましては,これも,今後,どのように表示していくのかを検討させていただき たいと思います。それから、評価を行っていないものについてでございますが、単年度ですべ ての施策を評価していくわけにはいかないという点につきましては,先生にも御理解いただい ているところでございますが,ローテーションで評価していくと。ローテーションのスケジュ ールを明らかにするという,例えば,現在評価しているのはこの施策で,評価していないのが この施策でというようなところは,私たちの理解では,政策体系を明らかにして,実施計画を 明らかにすると,評価していない施策がどれかというところが分かるのかなと思っておりまし たが,今後,どういった形で明示していくのが最も適当なのかを検討することにしたいと考え ております。

立石座長:よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。はい,川端委員どうぞ。

川端委員:「裁判員制度の啓発推進」は非常に重要な項目だと思います。今年度は中間報告を実施ということですが,20年度になってみて不十分であったという評価になりますと,取り返しがつかないという可能性がありますので,その意味で御意見を申し上げたいと思うのです。「裁判員裁判への主体的参加を促す」というのがこの施策の最終的な目標ですね。そのための手段としては,制度の具体的な内容を周知して,疑問や不安を払拭するということになっているんですが,それでいいのかという問題があります。先ほど渡辺委員からも御意見がありましたけれども,制度の内容を詳しく周知して理解させれば,みんな主体的に参加するようになるかというと,実は,そこが一番問題があるところなのではないかという気がします。これは,

特に法曹三者が刑事裁判で人を裁くというのは難しい仕事で,専門家でないとできないんだと いうことを長年言い続けた結果が、国民にはできないことを無理矢理やらされている、やらさ れそうになるという感情になってはねかえってきているという気もするんです。元々司法制度 改革でのこの部分というのは,客体意識から主体意識に変換させるという,非常に上からの改 革を実施しようとしていた項目でありまして、しかし、そうせざるを得ない、そうでなければ 日本という国の在り方がおかしいままになってしまって、これからの社会に適切に対応できな くなっていくというおそれがあったから,改革を実施しようとしたんです。私自身は,それは 非常に正しかったとは思うんですが、ただ、そういう上からの改革ですから、これは制度を理 解させるというだけではなかなか目標を達成できないということになるのではないかと思う んですね。私は,このようなことは法務省だけでできることではないので,マスコミあたりが, 主体的に裁く側に回るということが,いかに重要ですばらしい経験になりうるものかというよ うなことを,もっと書いてほしいなと思っているんです。しかし,逆に,国民が不安に思って いる,迷惑に思っているといった記事ばかり出てくるという状況の中で,法務省として何がで きるのかということを,もう少し考えてみないといけないのではないでしょうか。要するに, 制度の理解を求めるというだけではだめなので , 客体意識から主体意識に転換させるという非 常に壮大な改革なので難しいとは思いますが、何か別の工夫が必要なのではないか。単純にこ ういった目標を立てるのでは,結局,主体的参加を目指しても,客体的強制で終わってしまい かねないという心配があるかと思いますので、もう少し考えていただきたいなと思っておりま す。

立石座長:刑事局いかがでしょうか。

刑事局:御指摘のとおり,裁判員制度の啓発推進はなかなか難しいところでございまして,苦 しんでいるところがあるわけですけれども、ここの記載内容、法務省としてどういうことを考 えているかについて、今の御指摘を踏まえまして若干御説明いたしますと、昨年の12月の時 点で世論調査を実施いたしました。その結果によりますと,制度を知っているかというレベル で言いますと、約80パーセントの方が知っているということで、周知という点では、成果が 上がりつつあるのかなと考えております。ただ、周知の中味をもう少し具体的に分析してみま すと,こういう制度がもうすぐ導入されるんだという意味では80パーセントなんですけれど も,やはり具体的な制度の中味というところは,それほど詳しくは知られていないというとこ ろでございまして、例えば、どのような事件に参加するのかといったことや、日当や交通費が 支払われるといったことや,先ほど御説明いたしました休暇を取得する権利があるといったこ となど、制度の細かな内容につきましては、必ずしも知られていない。更には、裁判官と一緒 に議論をするのであって,一般の国民の皆様方だけで議論するわけではないといったあたりの, ある意味では基本的なところですが、そのあたりも必ずしも十分ではないようなところが見受 けられました。この「主体的参加を促す」という目標なのですが,それに対して,参加しても よいという御意見がどれだけかと申しますと、「参加したい」あるいは「参加してもよい」と いう方は,必ずしも多くはございませんでした。ただ,「義務であれば参加せざるを得ない」 という方まで含めますと,約65パーセントということになっております。この数字が高いと は、もちろん我々も思っておりませんで、その一段の向上を図っていく必要はあると考えてお ります。その上で,なぜそのような消極的な意識になっているのかというところを,若干分析 いたしますと,先ほども御指摘がございましたように,責任を重く感じるとか,冷静に判断で

きるか自信がないとか,更には裁判の仕組みがよく分からないといったようなところが,消極 的な方が挙げた理由の大きなところであります。そういった意味で,先ほど申し上げましたよ うに,制度の具体的な部分の周知が,まだ必ずしも進んでいないことが不安の要因になってい るのではないかと考えております。例えば、非常に重い責任を一人で負わされるようなイメー ジになっていて,裁判官と一緒に,あるいは9人全員で話し合うということであって,一人で 全部の荷物を背負ってくださいということではないことなど細かい具体的な制度の中味が分 からないことが,参加に対する不安感を呼んでいるのではないかと分析しております。そうい う意味で,具体的な内容を周知していくということが,参加に対する疑問や不安を軽減するの に重要なのではないかと考えておりまして,2年間しかありませんが,今後も力を入れてやっ ていきたいと考えております。もちろん,先ほど川端委員から御指摘のありました裁判員制度 に参加することの意義につきましても,力を入れて御理解をいただく努力を続けていきたいと 思いますし,法曹三者の連携を十分にとって,効率的な広報にも努めていかなければならない と思いますし,マスコミの皆様方にも御協力をいただいたり,地方自治体の方にも御協力をい ただいたりと,色々な工夫を考えたいと思っておりますが,実施計画案の記載につきましては, 今御説明申し上げたようなことでございまして,御指摘の点も踏まえまして,更にどのような 工夫があり得るか考えていきたいと思います。

立石座長:ありがとうございます。ほかにいかがですか。はい,寺尾委員どうぞ。

寺尾委員:今話題に上がった裁判員制度の件について申し上げたいのですが , 裁判員制度に参 加したいかと聞いて国民全員が参加したいという国はおかしな国だと私は思います。アメリカ でも、陪審員制度に喜んでいく人はいないわけです。市民の義務だから行くわけです。行って みて実際にそれを経験してみて思うことと、事前にそれについて持っている感覚には大きな違 いがあります。日本でも検察審査会を経験なさった方は ,制度の重要性を認識なさるそうです。 実際にやってみなければ意味が分からないことはたくさんあります。ですから,今の時点で, 国民にどうでしょう?と聞いてみて、「喜んで・・・」という人が多くなくても、私はいいん だと思います。むしろ大事なのは,裁判官の方たちにどうやったら,市民の方たちに裁判員制 度に参加することの意義を感じてもらえるようこの制度を運営していくかを考えてもらうか が、現時点ではポイントなのではないかと思います。投票率が100パーセントの国は不健全 な国です。投票率が高ければ高いほどいいというふうに考えるのは全体主義的発想です。アメ リカで,死刑について死刑賛成派の人が,実際に死刑になり得るような犯罪を犯した刑事裁判 の陪審をやってですね、考えが変わるという例も多いということも研究成果で報告されていま す。実際に物事に関わるというのはそういうことだと思います。あまり今から事前の数字を上 げようと努力されなくても,経験した後,国民がどのような感想を持つかというところの方が 大事だと思います。

それから,基本計画のところで気になる点があるのですが,「矯正処遇の適正な実施」のところで,「民間開放の推進」というのが評価対象の施策の名前になっております。赤で消されたところがあるうちは分かるんですが,これがなくなると「民間開放の推進」という言葉だけが残り,何のことか分かりにくくなると思います。何か「校庭開放」のような語感がして。民間開放というのは何をいうのかはとても分かりにくい。それと,枠の中を読んで気になりましたのは,民間委託率を向上させることがアプリオリにいいことなのか。素朴な疑問を持ちました。

次に,人権相談ですが,人権相談といっても色々な内容があるんだと思います。相談に乗っ

て相手方が問題を解決すれば解決されたと考えていいような事案と,そうではない事案があると思うんですね。むしろ相談から学んで,こういうふうに変えていかなくてはいけないと,こちら側が考えなければいけないようなものもあると思うんですが,その辺の違いというのは,どのように把握しようと思っておられるのか。処理した事件数を数えるだけで,評価として十分なのか気になります。先ほど,数値などで評価しやすいものが評価されて,そうではないものが落ちていくのが心配であるとの御指摘がありましたが,これもそういうことなのではないかと思います。

最後に、「国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理」についても、国の利害に関係のある事件には色々なものがあると思うんですね。一律2年で結審させるという目標についても、少し気になりました。数値目標を掲げることはいいとは思うんですが、これもケースバイケースで、時間をかけてやるべきものとそうではないものとがあるだろうと思うんです。おまけに、目標が「統一的かつ適正な処理」となっていまして、私は「適正な処理」だけでいいんじゃないかなと思うんです。本来統一的処理がされるべきものが統一されているのは「適正な処理」という言葉で表現できますので、「統一的かつ適正な処理」と書くと、とにかく数さえこなせばいいような印象になりがちです。評価に当たって難しい部分はどのように評価に織り込んでいくのか、お伺したいと思います。

松下政策評価企画室長:裁判員の関係は刑事局からお答えいたします。

刑事局:御指摘の点ですが,100パーセントの人が「参加したい」と思うなどとは,とても考えておりません。ただ,あまりに多くの方が「参加したくない」と言うのであれば,うまく行かないのではないか,さらには,不安が不安を呼んで制度としてどうなのかという問題にもなりますので,できる限りの努力はしていくべきだとは思いますが,もちろん100パーセントというのは,毛頭考えておりません。

松下政策評価企画室長:続きまして矯正関係ですが,「民間開放の推進」というワーディングが適切かどうかという御指摘と,それから民間開放を推進することがいいことなのかどうかという点について,矯正局からお答えいたします。

矯正局:まず,民間開放の委託率を向上させることがいいことなのかどうかという点でございますけれども,当方といたしましては,理想論を言えば職員を増やして民間委託はそれほど向上させないのが理想だと思うんです。ただ,一方で,御存知のとおり,毎年刑務所の収容人員というのは年間3千人とか4千人とか増えている状態でありまして,先進国の中では受刑者の負担率が4人くらいと一番高いんですけれども,収容者の増加に合わせて増員を単純に計算しますと,毎年7百人とか8百人とか純増で増やしていかないと仕事ができないという状態になるわけです。かと言って,昨年色々議論されましたとおり,行革推進法がございまして,公務員の総人件費改革というのがありまして,毎年全体で5パーセント減らしていくんだということになっておりまして,他方で,職員定員を減少させなければいけない,しかし仕事はどんどん増えているといったことで,その中で一番いい方法は何かといったときに,やはり,できるところは民間委託を推し進めていって,委託率を向上させることがいい方法ではないのかというようなことで,このような言葉を書いております。それから,「民間開放の推進」という言葉がいいかどうかというところと,基本目標の書きぶりなんですが,少し簡単すぎるんじゃないかということで今反省をしているんですけれども,今申し上げましたように,行革推進法の中で,定員を削減するんだという中で,刑事施設は特例とされておりまして,PFIの手法を

用いるなどして民間委託を推進することによって、増員を圧縮しなさいというふうに書かれているものですから、そういった意味で、可能な限り民間開放を進めて、本来千人の増員が必要なところを、百人とか2百人にしなければいけないと、そういった気持ちでこういう言葉を書いてございます。また、そもそも出発点としましては、平成15年ころの閣議決定で、「民間開放・規制改革の推進について」というものがございまして、刑務所においては、PFI手法を導入して官製市場を開放しなさいということがありまして、具体的にどこまで民間開放ができるのかということを明らかにしなさいということもございまして、こういった言葉を使わせていただきました。ただ、御指摘のとおり、基本目標のところが、いきなり「民間開放の推進によって職員の勤務負担の軽減を図る」というのは、御理解いただけると思うんですが、それをもって、被収容者処遇の質を向上させるということになると、少し飛びすぎていると、そういう気もいたします。ただ、当方が言いたかったことは、これまで刑務官、法務教官がやっておりました総務系の仕事ですとか、民間に委託しても問題の少ないものをですね、本来刑務官とか法務教官がやる仕事に、集中的に刑務官や法務教官を充てて被収容者処遇の質を向上させたいと、そういう気持ちで書いているわけでございます。書きぶりが飛びすぎているという点は反省しておりますので、勉強して検討させていただきたいと思います。

寺尾委員:「職員の勤務負担の軽減を図る」と書いてあると,何だか楽をしようというふうに見えますよね。今のお話ですと,受刑者はどんどん増えているわけですから,それに対応するといった書きぶりの方が印象がよくなると思うんですが。

矯正局:ありがとうございます。当方も真意はそうでございますので,そこをもう少し勉強して工夫をしたいと思います。

松下政策評価企画室長:続きまして人権局関係ですが,資料4の8ページの上の方でございます。人権相談の相談件数が指標になっているけれども,相談に乗るだけでいいものもあれば,それを受けて何か対応しなければならないというものまで,人権局の政策としてあるのではないかと。それを踏まえた評価をすべきではないかとの御指摘と思いましたが,これに関しまして人権局の方からお答えいただきたいと思います。

人権擁護局:人権相談の充実ということで,なかなかどのような指標を設定することが人権相談の充実につながり,人権の擁護という施策の評価をするのに適切かというところが,いつも悩ましいところでございますが,単純にここに掲げた達成目標が達成されるということのみを目標としているわけではもちろんございません。人権相談が,相談された方の悩みとかを解決する一助となることが一番重要だと考えております。人権相談の場合には,多くの場合,相談を受けてその場で悩みが解消されたとか,あるいは,他の機関を紹介することによって具体的な解決に進んでいくという場合もございます。特に,場合によっては,人権侵害の疑いがあるということであれば,人権相談から,人権侵犯事件に切り替えまして,法務局の職員が直接対応するなどして,人権侵犯事件として調査を開始するということもございまして,相談の内容に応じた適切な対応をしていこうと,それをうまく評価できるような指標を考えていきたいと思います。

松下政策評価企画室長:最後になりますが,訟務部門の関係で,「国の利害に関係のある統一的かつ適正な処理」の「統一的」という部分がいかがなものかという御指摘と,一律2年以内にという目標にしなくてもいいのではないかという御指摘だったと思いますが,この点につきまして,訟務部門からお答えいたします。

訟務部門: 一律 2 年以内にという目標のところですが,裁判の迅速化に関する法律に基づいて, 国民が訴えを提起してから 2 年以内に第 1 審が終了するということによりまして,権利利益が適切に図られるということを目標にしておりまして,もちろん御指摘のように,全部 2 年以内に 1 0 0 パーセント終わるというのは,それはおかしなことということになりますが,訟務部門としましても,国の一機関としまして,迅速処理に協力するということで,1 つの指標にしております。また,「統一的かつ適正な処理」の部分でございますが,「統一的」という言葉は,訟務事務を行う上で,法務大臣の権限法というものがございまして,行政庁が当事者となる訴訟を法務大臣が統一して行うことから,「統一的」ということで,ここに書いたわけです。それから,難しい部分の取組なんですが,訟務部門といたしましては,こういった部分を施策としてうまく表現できればと思っておりますが,ただ,個々の事件につきましては,色々な要素によって,難しさとか裁判の期間というものが決まってきますので,これにつきましては,資料2の6ページの(2)イのところに,訟務の事件処理につきましては,ある程度のまとまりになっていないものといたしまして,事後評価の対象としないと規定しておりますので,そういった趣旨で御理解いただければと思います。

立石座長:いかがでしょうか。はい,山根委員どうぞ。

山根委員: 4ページの"社会を明るくする運動"についてですが,私はどうしてもこの社明運動というものがよく分かりませんでして,犯罪の予防というものが目的なのか,年に1度のお祭り的な意味があるのか,法務省のパンフレットの一番後ろに載っているんですが,地方に根付いて成功している例もあるんだと思うんですが,私の身近なところでは聞こえてきませんし,全体的にぼやっとしたイメージがあるんですね。裁判員制度が近づいているということもありますし,ぜひ,社明運動というものを,各地の教育機関ともっと連携をして,小学校,中学校から大学まで,色々な段階で犯罪というものがどういうものなのか,日本ではどういう考え方とか現状にあるのかということをもっと広めるようなところに位置付けられないのかなと思います。悪いことをしたらどうなるかとか,更生とはどういうことなのかとか,犯罪者が社会復帰するためには地域がどうすればいいのかとか,そういったことをもう少し考える場にできないのかなと感じました。

それと、同じく4ページの上の方で、「保護観察処遇の充実強化」というところなんですが、これの指標1と2で、覚せい剤の犯罪者と、性犯罪者の保護観察の成績「良好」が占める割合を増やすのが目標ということなんですが、「良好」というものがどういうものなのか分からないんですけれども、これは保護観察処遇を担当する人が頑張って充実強化を図ると、「良好」が占める割合が上がっていくのかどうか。この辺のことをお聞かせいただきたいと思います。

立石座長:今の点について,事務局いかがでしょうか。

松下政策評価企画室長:保護局からお答えいたします。

保護局:まず,"社会を明るくする運動"でございますが,ただ今御指摘いただきましたように,社会復帰のために社会は何ができるのか,どういうことが大切なのかといったものを広く国民の皆様方にお考えいただく,そのために,更生保護の考え方なり制度なりを説明して御理解いただくというのが趣旨です。保護局といたしましては,教育機関を含め,色々な機関と連携をとりながら運動を進めているわけですが,委員御指摘のとおり,なかなか浸透していないというところがあると思います。この点につきましては,もっとしっかり取り組んでいかなければならないと思います。"社会を明るくする運動"の活動の中心は更生保護の関係者が多い

とは思いますが,実際には都道府県ですとか市町村などの地方公共団体ごとに実施委員会というものが組織されておりまして,通常は首長が実施委員長になり,教育関係者ですとかその他の団体,保護司会,報道関係にも入っていただきまして,その地域でどのような活動を行うかということを,毎年検討していくという形になっております。本実施計画においても,実施委員会の設置されていない市町村を減らすという指標を立てて取り組んでいるところでありまして,我々としましては,少しずつでも理解していただいて浸透していくようにということを心掛けているところでございます。また,小学校や中学校には,例えば作文コンクールなど,こちらの方から教育委員会を通じて学校に伺いまして,皆様方にどのようなことができるかを考えていただく,そういった働き掛けをしておりますので,御指摘のとおり,まだまだ身近ではないという部分を反省しつつ,今後も,続けていきたいと考えております。

また,保護観察の成績につきましては,保護観察を実施しておりますと,毎月本人がどうい う状況であったかということを保護観察を実施する側が評価いたしまして,特に問題がない場 合には良好と,少し注意して見なければいけない場合を普通,あるいは,すぐに手を打たなけ ればならない場合は不良というような形で,毎月評価をしております。その評価に基づきまし て,一人ひとりにどのような指導を行うかということを判断いたしまして,具体的に保護観察 官と保護司が本人に対して指導をしているという体制をとっております。そこで言います良好 とは ,特に問題がない ,きちんと無事に生活をしている ,毎月保護司などに生活状況を報告し , 指導にも従っていると,いわゆる普通の社会生活を行っていると,そういった状態が成績良好 であります。したがって,良好の状況に持っていくというのが保護観察の目的でございますの で,それを目標にしたいということでございます。我々としましても,保護観察の成果という ものをどのような指標で測るかというところは,非常に難しい面もございまして,例えば再犯 をしていないなどが考えられますけれども,我々の把握し得る指標の中で何があるかと考えま すと,本人の生活状況を把握して,それについてどのような評価をするかというようなところ は把握可能な指標ということになります。成績良好という指標は、特に注釈等なくそのまま使 ったので,若干分かりにくかったかと思います。表現等については,もう一度検討したいと思 いますが、趣旨はそういうことでございます。

立石座長:ありがとうございました。よろしいでしょうか。前田委員どうぞ。

前田委員:これは印象というか、感想になりますが、2つございます。1つは矯正関係、1つは法総研でございます。先ほど委員から御指摘のありました民間開放の点についてですが、本音としては民間開放は本意ではないということを聞いてほっとしたのですが、全体として2002年をピークに犯罪は減りだしているんですよね。ただ、警察が把握してから実感として減ったと感じるにはやはりタイムラグがあって、その後検察が少し感じるようになって、1審の裁判所レベルでは少し鎮静化したという感じを持っているんですね。矯正の現場でそれを感じるようになるのは、もう少し時間がかかるとは思うんですが、先ほどおっしゃっていた増え続ける状況は止まっているんだと思います。執行猶予率ですとか、刑の長期化の問題がありますので、数のとおり矯正の収容者が減るというのはないと思うんですが、その中で、非常に収容者が増えるというところで、現場の気持ちとしてはどんどん民営化をしなければいけない、それで対応していくというのは非常によく分かるんですが、もうひと頑張りしていただいて、もう少し山が止まると言いますか、見えてくるんじゃないかと。その時に、矯正というのは1つの国の礎であって、やはり公務員がやっていく部分が非常に重要なものを占めると思いますの

で、民営化さえすればいいという指標がそのまま独り歩きするとは思えないんですが、あまり そちらの方向に力をかけすぎないほうがいいのではないかと。私の教え子にも矯正にお世話に なっている人がおりますので、今はものすごく大変だということが分かります。ただ、やはり 今が頑張りどころではないかと思います。

それと、刑事政策に関する評価なんですが、室長補佐もこの前御一緒して、内閣府で男女共同参画の会議で議論になりましたが、この調査研究というのは非常に求められているものだと思いますね。DVに関しては、事前の評価の中味について、もう一度何かに現れてくるというのはあるんでしょうか。事前評価方式だと、平成17年8月に実施していますよね。この後、出てくることはあるんでしょうか。

松下政策評価企画室長:事前評価をしたものについて,その結果として良かったのか悪かったのかということにつきましても評価を行って,こちらで報告することになると思います。

前田委員:国の研究として,こういう問題に関して,ある意味スタッフをそろえていると。やはり,きちんとやってほしいというニーズがありまして,この前この研究のことが話題となりましたので,ぜひ頑張ってやってほしいと思います。

松下政策評価企画室長: 法総研の調査研究につきましては, きちんと行ってまた見ていただくというふうにしたいと思います。また, その活用の方策についても御意見をいただければと思います。

立石座長:はい,渡辺委員どうぞ。

渡辺委員:これはお答えいただくという話ではないかもしれませんし,何より,前田先生や田辺先生が繰り返しおっしゃっていることとの重複になってしまうのですが,やはりこの実施計画を拝見すると,残っているものよりもなくなったものにどうしても思いがいってしまう。また,残っているものの中でのバランスについても,どうなのかなというところがないわけではないんです。例えば3ページ,「検察庁における広報活動」がわざわざ残っていて,広報活動の実施回数を前年度よりも増やすと書かれています。なぜ検察庁だけなのか。それに続く矯正処遇の項では,「民間開放」のことしか残っていなくて,これまでにあった,受刑者に資格を取らせるですとか,色々な職業訓練の機会を与えるといったものが消えてしまっています。重点化,効率化の要請はよく分かりましたがくれぐれも今回の見直しが法務省からの間違ったメッセージと受け取られることのないようにしていただきたい。せっかくの政策評価が,むしろマイナスに作用することのないよう,これを読む方に趣旨がしっかり伝わる手当てをしていただければという気がいたします。

それから、細かな話になりますけれども、先ほど「民間開放」という用語について議論がありましたが、やはり法務省や査定庁には当然お分かりになっているのでしょうが、私どもから見ますと「法律意見照会制度」という言葉がぽんと出されても、おや、我々も訟務部に行けば何かを教えてもらえるのかなというような誤解を招きかねない。 1点 1点,改めて自分達にとっては当たり前の言葉、日々使っている言葉、査定庁も分かっている言葉だけれども、国民の目から見たらどうかなという観点からもう一度点検していただいて、注釈や解説が必要なら付けていただくということも必要ではないかなという気がします。それから法律意見照会制度について言えば、目標値が「効果的な広報活動の実施」と少し抽象的な記載になっています。これでいいのかなという気がしましたので、ここはお尋ねです。

松下政策評価企画室長:最後のお尋ねの件で,法律意見照会制度については,訟務部門からお

答えいたします。

訟務部門:まず達成目標2のところでございますが,先生がおっしゃりますようにですね,こ れについては、表現をもう少し検討させていただければと思います。実は、法律意見照会制度 そのものは従前からありまして,これは,法務大臣権限法とか,法務省設置法の中に根拠があ るという形で訴訟をやっておりますので、そういう関係で法的紛争につきまして事前に各行政 庁の方から法的問題につきまして , 事前にアドバイスをするというようなことを制度としてや っておりました。ただそれが、現在、御承知のように裁判迅速化でありますとか、また司法制 度改革等によりまして,事前規制から事後規制型社会に転換するということで,より法律意見 照会制度の役割が重要視されたということでございまして,平成18年度から特に力を入れて 取り組みを始めたという経緯がございます。それで,通常でありますれば,そういう形で事件 数を1つの指標とするということも当然あるわけなんですけれども,ただ本格的に力を入れた のが,18年度からということでございまして,当面は効果的な広報活動の実施ということで, 現在検討しているのが行政機関の数をですね ,どのような行政機関が ,総数の話になりますが , 何機関利用したというようなことを1つの指標とさせていただけないかなということで検討 しているところでございます。それから,先ほどのところでございますが,リーフレットの方 ではですね,行政庁のための法律意見照会制度ということで,国の行政機関等にはそういうチ ラシを配らせていただいているところでございます。

松下政策評価企画室長:続きまして,先ほどの実施計画の中味について御指摘があった中で, 18年度の実施計画と19年度を比べて,矯正の評価対象がだいぶ整理されているということ に関して,その理由について矯正局から説明いたします。

矯正局:端的に申し上げますと、いろんな事務事業があって、そういったことをやるためにですね、当方としてどうしても必要だと思われるのが、いわゆるマンパワーの確保というものがございまして、それと今一番ホットな事で、公務員の削減ということがございまして、これについて、ただ1つだけ刑事施設については、民間開放、PFIとか民間委託をやることによって増員を圧縮するんだということを抱えていることがございまして、それでまず何よりも、いかにして職員を含めてマンパワーを確保するのかというのが、矯正局としても一番の現在の緊急かつ重大な課題でもございまして、こういったことにとりまとめをさせていただきました。まずそれがありませんと、率直に申し上げて、現場はですね、いろんな優れた処遇をするにしてもですね、それを担う職員がいないというか、なかなかそこまで手を回せないということがございましたので、こういった1つの指標に集約させていただいたというところでございますので、そのことは御理解いただきたいと思います。

松下政策評価企画室長:それから,先ほど例に挙がっておりました検察では,広報の関係を評価しているけれども,法務省全体のはしないことになったのはアンバランスだという御意見がございましたが,その点に関しましては,今後の検討課題だと考えております。

立石座長:はい,中村委員どうぞ。

中村委員:先ほどからの皆様の御意見と方向的には同じなんですけれども,予算と評価のリンクというところの中で,もしできましたら,1ページの全体のところの説明の中に,法務省さんとして,どういうところを重視しているからここに重点を絞ったんだという具体的な内容を,もう少し全体のところに書いていただけると,読む立場からすると分かりやすいのではないかなと思いましたので,少し御検討をいただければというのが1点でございます。もう1点でご

ざいますけれども、一番最初の2ページの - 1のところの「基本法制の維持及び整備」というところなんですけれども、評価対象というところが、「社会経済情勢に即応した基本法制の整備」ということになっておりまして、目標としては、基本法制の維持及び整備を行うということだけが書いてございまして、評価の時期は20年度で、本年度は中間報告を実施していただけるということなんですが、ちょっと今書かれていることですと、どういう方向性でやられていて、今後どうなっていくのかというのが見えにくい内容になっておりますので、中間報告ではそこを肉付けしたものをいただけるんだと思いますけれども、一番最後のところで評価ということだけやってしまうと、ここで計画として書いている意味がなくなってしまうのかなというところで、そこのところをお聞きしたいと思います。

立石座長:ありがとうございます。いかがでしょうか。

松下政策評価企画室長:資料4の実施計画の総論のところで,どういう取捨選択をしたかというか,選択の基準というようなものを書くことについては,検討させていただきたいと思います。基本法制のところにつきましても,御趣旨を踏まえまして関係部局と相談をしたいと思います。

立石座長: そのほかいかがでしょうか。それぞれ先生方から御意見をいただきありがとうござ いました。私の方から一言申し上げますと、18年度、19年度の比較の中で、大括りのテー マは施策ということを中心にして,18年度は大きな課題と小さな課題がごっちゃに混在して いたと思うんですけれども、そのあたりを整理できたのは大変にいいことだと思います。ただ、 これは過去からお願いしていることなのですが、19年度のこれからの目標や指標とかを作る 上で,やはり成果というものをただ単にアウトプットという形だけではなく,可能な限りアウ トカム指標で評価することが望まれます。アウトカム指標とは ,例えば研修を何日やったとか , あるいは、イベントを何回やったとかということだけではなく、その結果認識度がどの程度上 がったとか,あるいは,実際にそれに参加した方々の満足度はどの程度上がったとかですね, そういう指標でもってできるだけ評価していただくようぜひお願いしたいと思います。ただ単 に回数とかであれば,少し努力すればできる性格のものであり,それでは単なる自己満足に終 わってしまうと思いますので、アウトカムというものを中心にしてやっていただきたいと思い ます。これは,私の意見として申し上げました。それから,いわゆる予算と評価項目を合わせ ていくということについては,私が財政制度審議会の法制公会計部会長をこの12月までやっ ておりまして,各省庁の財務諸表策定に関してのガイドラインを作ったときに,まさにこうい う形で,省庁別の予算策定をやっていただこうということで出させていただきました。政策評 価と予算の関わりを持たせるような形で数字の積み上げができるということで,読む方も大変 分かりやすく ,決算する方も分かりやすいと思いますので ,よろしくお願いしたいと思います。 そのほかいかがでしょうか。

それでは,次回の日程等について事務局からお願いします。

小山官房参事官:本日は大変お忙しい中ありがとうございました。次回,第16回政策評価懇談会の開催は7月上旬を予定しており,平成18年度に実施した政策に関する評価結果報告書を中心に御意見を頂戴したいと考えております。また,先ほど田辺先生からも御指摘がありました規制の事前評価,お手元に資料をお配りしておりますが,規制影響分析が政策評価法上の事前評価の枠組みの中で義務化されるということで,この動きがございます。おそらく本年10月から施行されると思いますので,これに関する基本計画の改定等について,お諮りするこ

とになると思います。また,経済財政諮問会議におきましては,同会議を中心として評価対象を決めていく,そういった議論もございますので,動きがございましたら,次回のこの会議で御報告いたしたいと考えております。

本日は色々な御議論をいただきましたが,これにつきましては,法務省のホームページで公表させていただきたいと思います。その手続につきましては,これまでと同様に事務局で案を作成しまして,後日皆様に適宜の方法で送付させていただきますので,御確認をよろしくお願いいたします。最終的な確認につきましても,これまで同様座長に一任という形をとらせていただきたいと思います。また,本日御意見を頂戴いたしました「法務省政策評価に関する基本方針」の改定案,及び平成19年度の「法務省事後評価の実施に関する計画」の案につきましては,本日いただきました御意見をもう一度全面的に検討させていただきまして本年の4月を目途に決定し,法務省のホームページ上に公表したいと考えております。

御多用中とは存じますが,今後とも御指導のほどよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

立石座長:それでは,本日はありがとうございました。